

令和3年度第1回地域別定例研修会

- 保護観察所長あいさつ

佐賀保護観察所長 稲田美津代

- CFPIについて

統括保護観察官 福重美津枝

- 佐賀県保護司会連合会

事務局長 上田京子

CFPについて

表紙 プログラム
研修のねらい
CFPを活用した保護観察①
CFPとは
CFPの目的
CFPの内容
CFPを活用した保護観察②
実施計画様式の変更
処遇区分とは
保護観察の実施計画
CFPを活用した保護観察③
CFPと報告書の関係
「8つの領域」と報告書

・令和3年度第1回地域別定例研修

2

〈研修のねらい〉

- CFPとは「Case Formulation in Probation/Parole」の略で、保護観察対象者のアセスメント(見立て)を行うためのツールです。
 - ▶ 再犯・再非行を防止し、改善更生に導くための必要な関わりは、保護観察対象者一人ひとりで異なります。それぞれに最もふさわしい処遇方針を策定するためには、本人がどのような人物で、なぜ犯罪や非行に至ってしまったのかを考えることが重要になります。
 - ▶ そのため、保護観察対象者のアセスメントを行うためのツールとして、CFPが導入され、令和3年1月1日から全国の保護観察所で実施することとなりました。CFPにより分析した結果に基づいた見立て等により、対象者を処遇していくことになり、保護観察にかかる書類等も一部変更されることになりました。
 - ▶ そこで、今回の研修では、CFPを知っていただき、より良い処遇に役立てていただくことをねらいとしています。

3

保護観察対象者のアセスメントを行うためのツールとして、CFPが導入され、令和3年1月1日から全国の保護観察所で実施することとなりました。CFPにより分析した結果に基づいた見立て等により、対象者を処遇していくことになり、保護観察に係る書類等も一部変更されることになりました。

今回の研修では、令和3年1月1日から実施しているCFPと、変更になる書類について説明するものです。CFPの実施により、保護観察官の業務内容が若干変更となりましたが、保護司においては、保護観察所から送付されてくる書類等に一部変更があるものの、これまで実施していただいた保護観察処遇が一変するようなことはありません。

今回の研修は、CFPを知っていただき、より良い処遇に役立てていただくことをねらいとしています。

CFPを活用した保護観察①

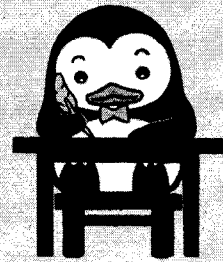
1.CFP(Case Formulation in Probation/Parole)とは

CFPって
どんなもの？

○保護観察官が保護観察対象者のアセスメント(見立て)を行うためのツール

この人の再犯(再非行)を防ぐためには…

- ・どれくらい手厚く関わる必要がある？
- ・何を指導(支援)する必要がある？
- ・どのような関わり方をする必要がある？



○令和3年1月から本格導入(試行は平成30年10月から実施)

4

CFPとは何かということですが、保護観察官がケースの見立てを行うためのツールであり、保護観察官はCFPを使って、対象者がなぜ犯罪や非行に至ってしまったのかをアセスメントしていきます。CFPを活用し、どのような過程で事件を起こしてしまったかを分析し、分析した問題点に気をつけ、強みを生かし、再犯しないための処遇方法を整理し、保護観察を実施しようというものです。

犯罪・非行に至った背景を見極め、再犯(再非行)を防ぐためには、何を指導する必要があるのか、何を支援したらいいのか、どのくらい関わったらいいのか、何に気を付けなければならないのかをCFPにより分析していきます。

これまで、試行として平成30年10月からCFPを実施してきました。CFPとして取り扱うケースがごく限られていましたので、CFPによる保護観察の実施計画を見られた保護司は少ないかもしれません。

今後は、一部を除いたケースにCFPを実施していくこととなりますので、今後はCFPによる実施計画を目にされることが増えると思います。

2.CFPの目的

これまで

保護観察官がアセスメント(見立て)を行う体系的な手法が確立されていない
⇒アセスメントや、アセスメントを踏まえた処遇方針の決定が、個々の保護観察官の経験や力量に左右されてしまうことがあった

CFPの導入

保護観察官は、CFPを活用した体系的なアセスメントを実施
⇒より適切に処遇方針を決定
⇒より効果的に再犯防止・改善更生を実現

犯罪者の再犯防止等に関する理論的・実証的根拠を踏まえて開発されている

5

次に、CFPの目的について説明します。

ケースのアセスメント(見立て)は、これまで、体系的な手法が確立されておらず、大まかな枠組みが定められただけであり、理論的・実証的根拠に基づくものではありませんでした。

そこで、近年の犯罪心理学等の分野における知見を踏まえ、処遇方針をより適切に検討するためのツールとしてCFPが開発されました。

再犯や再非行を防止し、その改善更生を促進するためには、適切な処遇の方針を立てることが不可欠です。重要であるのが、再犯や再非行を誘発する要因を漏れなく見出すことといわれています。

アセスメントの情報収集は、保護観察官の面接だけでなく、刑事裁判所、家庭裁判所、刑務所、少年鑑別所が作成した記録も参考にし、対象者の「問題点」及び「強み」を保護観察開始半年前から半年ごとに分析していきます。

情報を的確に整理し、統合して問題点の組み立てていくことで、問題点をより明確化する、深みのある見立てが出来る、より将来の問題の予測、準備に備えることができるようになります。

2.CFPの内容

①再犯又は再非行の統計的確率の高さを評価
統計的分析ツールにより判定(高・中・低)

②「問題」と「強み」をとりまとめる

保護観察対象者の犯罪又は非行の背景にある、犯罪又は非行に結び付く要因(問題)と、犯罪又は非行を抑制し、改善更生を促進する要因(強み)について、8つの領域(家庭、家庭以外の対人関係、就労・就学、物質使用、余暇、経済状態、犯罪・非行や保護観察の状況、心理・精神状態)ごとに整理

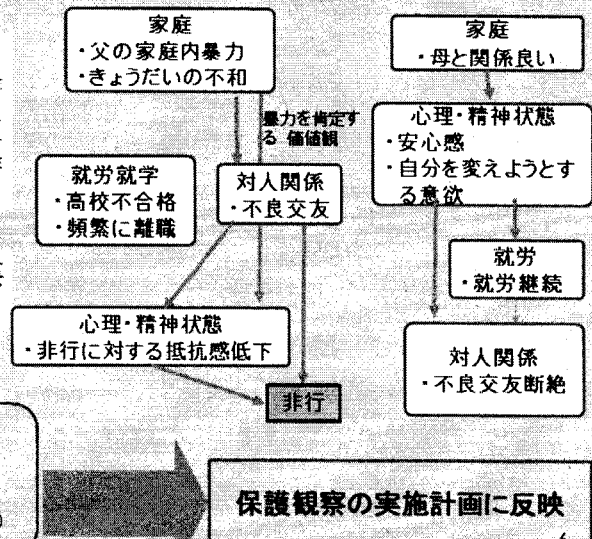
③犯罪・非行に至る過程と改善更生を促進する要因を分析(右図参照)

処遇方針の決定

- どれくらい手厚く関わるか(処遇密度)
- 何を指導(支援)するか(指導監督及び補導支援の内容)
- どのような関わり方をするか(保護観察実施上の留意事項)

犯罪又は非行に至る過程

改善更生を促進する要因



まず、統計的分析ツールにより、保護観察官が再犯又は再非行の統計的確率の高さを評価します。

保護観察開始時に事件管理システムのデータ分析の結果に基づいた統計的分析ツールを使い、保護観察官が統計的な視点から再犯・再非行のリスクを評価します。

統計的にみて再犯・再非行のリスクが高い年齢、罪名や刑の回数のほか様々な事情を含めた分析を行い、リスク判定を行います。

次に、問題と強みをとりまとめます。

再犯や立ち直りには、家庭、家庭以外の対人関係という環境要因、就労・就学、物質使用、余暇、経済状態、犯罪・非行や保護観察の状況といった行動要因、心理・精神状態の心理要因の3つ要因が大きく関連しています。

3つの要因に関連する8つの領域に着目し、生育歴等から得られた情報を領域別に分け、問題と強みを整理していきます。

例えば、「父親に家庭内暴力がある」「兄弟の仲が悪い」「母親とは関係がよい。」という家庭の場合、「父親に家庭内暴力がある」「兄弟の仲が悪い」は犯罪や非行に繋がる要因である問題点であり、「母親とは関係がよい。」は、犯罪や非行を抑制する要因で強みになります。

それぞれの領域ごとに情報を分け、問題と強みをとりまとめます。

保護観察官が初回の面接だけで本人の「強み」を把握することは容易ではありません。保護司の皆様方の毎月の面接の中で、本人の得意なことや好きなこと、頑張っていること等の中に本人の強みが見つかるのではないかと思いますので、ぜひ本人の面接時見つけていただきたいと思います。

問題と強みをとりとめたら、それぞれの問題と強みがどのように影響して、犯罪や非行に至ったのかを分析し、について分析していきます。右の図のようなパス図を作成し、犯罪や非行のプロセスを可視化し、犯罪や非行に結び付く要因がどう結びついているのかを考察し、見立てを行います。

これはこれまで、保護司の皆様方もCFPを使って形にはしていなくても、頭の中で対象者のそれぞれの要因をイメージされてきたのではないのでしょうか。

CFPに使うより適切かつ深みのある見立てを行い、保護観察の実施計画に反映させていきます。

CFPを活用した保護観察②

「保護観察の実施計画」様式が変わります(令和2年10月～)

CFPの結果は
どう使われるの？

保護観察の実施計画		CFPによる分析結果が記載される
1 犯罪又は非行の要因及び改善更生に資する事項に関する分析の結果		<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察対象者の犯罪又は非行の背景にある、犯罪又は非行に結び付く要因(問題)が何であったのか ・これらの問題がどのように影響して、どのような過程で犯罪又は非行に至ったのか ・保護観察対象者の犯罪又は非行を抑制し、改善更生を促進する要因(強み)は何なのか
2 指導監督及び補導援護の方法		以下のための具体的な働きかけの内容が記載される
(1) 類型認定	類型別処遇により認定された類型 (R3.1から、類型別処遇が新しくなります)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察対象者の犯罪又は非行に結び付く要因(問題)を改善する ・保護観察対象者の改善更生を促進する要因(強み)を維持したり、強化したりする
(2) 指導監督及び補導援護の具体的な内容		
(3) 保護観察対象者との接触の頻度及び方法 (処遇区分 <input type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> AA <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C)		保護観察官や保護司による面接の頻度と方法(往訪か来訪か)が記載される
3 その他		
(1) 保護観察を実施する上での留意事項		再犯又は再非行につながる可能性のある危機面や面接時の留意事項等について記載される
(2) 要調査事項		
(3) 参考事項		今後、保護観察を実施する中で確認する必要がある事項について記載される
主任官	担当保護司	
作成者	保護監察官	

それでは、一部変更になっている書類について説明します。

保護観察の実施計画及び保護観察経過報告書が変更になっています。

まず、保護観察の実施計画について、別添資料の別紙様式15(保護観察の実施計画)をご覧ください。

1「犯罪又は非行の要因及び改善更生に資する事項に関する分析の結果」の欄が新しく設けられました。ここには、犯罪又は非行に結び付く要因や犯罪又は非行に至った過程、改善更生を促進する要因などが記載されます。

2には1の結果を踏まえ、具体的にどのように働きかけていくか「指導監督及び補導援護の方法」が記載されます。

何点か変更があります。

(1) 類型別処遇が変更になりました。

CFPの実施とあわせ、令和3年1月から新たな類型別処遇が導入されました。類型別処遇は、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇を実施するための指針を定めたものですが、近年の犯罪・非行情勢を踏まえ、新たに「特殊詐欺」「ストーカー」「嗜癖的窃盗」「就学」加わり、これまでの無職が就労困難に、精神障害区分に発達障害、知的障害を細分化しました。

新たな類型別処遇ガイドラインの保護司版がすでに配布されていると思いますので、改めてご確認いただき、面接の際にはガイドラインを活用いただきますようお願いいたします。

(3)段階別処遇が処遇区分に変更になりました。

保護観察対象者の中には保護観察官や担当保護司が頻繁に面接し、関与を強める必要がある人もいれば、比較的少ない関与で更生可能な人もいます。処遇区分とは個々の保護観察対象者に必要な関与の程度のことです。保護観察対象者はS・AA・A・B・Cの5つの処遇区分のいずれかに編入されます。

それぞれの区分ごとの接触頻度はのちほど説明しますが、それぞれの処遇区分に応じた面接及び往訪をお願いします。

3その他

(1)「保護観察を実施する上での留意事項」には、本人と接する上での留意事項が記載されます。同居の家族に保護観察を秘匿していることもありますので、必ずご確認ください。

(2)「要調査事項」の欄が新設されました。

これは、今後の保護観察において、確認したり、明らかにしていきたい内容が記載されていますので、適宜、調査をお願いします。いただきたいと思います。

処遇区分とは(令和3年1月～)

CFPIによる分析結果を踏まえ、必要な処遇密度(どれくらい手厚く関わるか)が設定され、S、AA、A、B、Cの5つの処遇区分のいずれかに編入される。

	処遇区分	担当保護司による面接	主任官による面接	主任官又は担当保護司による往訪
処 遇 密 度 ↑ 高 ↓ 低	AA	毎月3回程度	3月に1回程度	毎月1回程度
	A	毎月2回程度	3月に1回程度	3月に1回程度
	B	毎月2回程度	6月に1回程度	3月に1回程度
	C	毎月2回程度	必要と認めるとき	必要と認めるとき

※S区分は長期刑仮釈放者、凶悪重大な事件を起こした少年、特定暴力対象者などであり、別途接触頻度を設定

<令和3年1月より前に保護観察を開始した者の経過措置>

旧処遇段階に編入されていた者については、以下の処遇区分に編入されていたものとみなす。

- ・旧S段階 → S区分
- ・旧A段階 → AA区分
- ・旧B段階 → B区分
- ・旧C段階 → C区分

※以下の者の経過措置については、保護観察所から個別に御連絡します

- ・特定暴力対象者
- ・専門的処遇プログラムの受講が義務付けられた一部猶予者

処遇区分に応じた面接頻度の表です。

S区分は長期刑仮釈放者、凶悪重大な事件を起こした少年や特定暴力対象者で、別途接触頻度が設定されます。

処遇区分は保護観察中、対象者の生活状況等に応じて変更されます。

処遇区分に応じた面接及び往訪をお願いします。何らかの事情で、処遇区分に応じた面接及び往訪が難しい場合は主任官にご連絡いただきますようお願いします。

保護観察の実施計画

A 保護観察所用 担当保護司送付用

保護観察対象者の氏名 郎 (平成 年3月3日生)

R

1 犯罪又は非行の要因及び改善更生に資する事項に関する分析の結果

幼少時父母が離婚し、なついていた父と引き離される体験をしている。本人が強さやかっこよさを求めるのは、父へのあこがれが基底にある可能性がある。母の再婚後は、本人は、母の問題飲酒と、再婚相手の本人への暴力を受けながら生育しており、これらは本人にとって虐待体験となっていることが考えられ、本人の対人不信、自己評価の低さなどに影響している可能性がある。さらに、本人の兄は、学業も優秀で有名企業に就職している一方で、本人は就労就学の失敗を繰り返している。このことは、自尊心の傷付きを深める体験であったことが推察され、文身、不良交友、薬物使用、問題飲酒は、こういった現実から逃避し、あるいは、自己価値を高めようとする行動であったと考えられる。

本件直前の生活状況を見ると、本人は長期間付き合っていた交際相手と離別している。さらに、事業の失敗体験も重なっている。本件は、これらの苦痛を埋めるために覚醒剤を使い始め、徐々にコントロールが効かなくなったという側面があったと考えられる。

一方で、継続的に交際相手と関係を構築できたという点、支え手がいれば安定できたという点は本人の強みである。また、本人は、就労、不良交友断絶、断薬の意欲を示している。また、長期就労、自営の実績もある。これらも本人の強みである。

CFPを活用した保護観察③

「保護観察経過報告書(甲)」様式が変わります(令和3年1月～)
 ※2ページ目「保護観察対象者の生活及び行動の状況」欄のみ(1ページ目は変更なし)

CFPと報告書の関係は？

CFPによる分析は保護観察開始時に保護観察官が実施しますが、その後も6月に1回実施するほか、良好措置や不良措置の検討時などに分析内容を点検します。

このため、保護観察の経過で、CFPによる分析で着目する8つの領域ごとの「犯罪又は非行に結び付く要因(問題)」や「改善更生を促進する要因(強み)」に変化があった場合、そのことを確実に把握する必要があります。

そこで、8つの領域ごとの「犯罪又は非行に結び付く要因(問題)」や「改善更生を促進する要因(強み)」について把握しやすいよう、保護観察経過報告書(甲)の様式を変更しました。

保護観察対象者の生活及び行動の状況	
家族関係	一部変更
交友関係	一部変更
就労・就学	
経済状態・余暇	一部変更
薬物乱用・問題飲酒	一部変更
疾患	一部変更
態度・考え方	
被害者等への謝罪や弁償	

様式の詳細は、「保護司の手引き 保護観察・生活環境の調整の進め方」をご覧ください

経過報告書を参照ください。

別添「保護観察経過報告書(甲)」をご覧ください。

主な変更点は2ページ目の保護観察対象者の生活及び行動の状況欄です。これは主にさきほど説明したCFPの分析で着目する8つの領域の「問題」と「強み」を把握しやすくするものです。

具体的には、「態度・考え方」「被害者等への謝罪や弁償」欄が追加されています。各項目には「不詳」欄がもうけてありますので、記載時点で判明していない場合にはチェックしていただき、判明していないことを明らかにします。

各項目には、チェック項目を増やし、簡略かつ記載漏れがないよう作成できるようになっています。

CFPによる分析は保護観察開始時に実施するだけでなく、開始後おおむね6月ごと、保護観察の解除等の良好措置や不良措置を検討する時にも分析内容を点検します。このため、保護観察の経過で、CFPによる分析で着目する8つの領域ごとの「犯罪又は非行に結び付く要因である問題」や「改善更生を促進する要因である強み」に変化があった場合には、そのことを確実に把握する必要がありますので、報告書の送付前に記載漏れがないか今一度確認していただくようお願いします。

○「8つの領域」と報告書への記載のポイント

以下のポイントに着目しながら、保護観察経過報告書(甲)を作成願います。

領域	ポイント(記入すべき事項)	
① 家庭	虐待等の傷付き体験や家庭内不和、家族の犯罪又は非行に対する認識、家族の養育などの家庭内での役割、家族からの支援、など	○ 家族関係
② 家庭以外の対人関係	不良交友、離別や孤立体験、適応的な交友、社会内における不良交友からの離脱経験、など	○ 交友関係
③ 就労・就学	不就労や離転職、学校での問題行動、就労や学校での成功体験、など	○ 就労・就学
④ 物質使用	規制薬物等の使用、処方薬の過剰服用等の乱用、飲酒の状況(特に飲酒の問題がある人)、薬物又はアルコールへの依存の状態、断薬経験、断酒又は節酒経験、など	○ 薬物乱用・問題飲酒
⑤ 余暇	賭け事、深夜はいかい、犯罪の誘因となる環境への接近、性風俗へのたん溺等犯罪のリスクを高める心理状態を生じさせる行動(性犯罪者の場合)、問題のある余暇活動の改善、社会性の向上や心理的安定等につながる有用な余暇活動、など	○ 経済状態・余暇
⑥ 経済状態	生計状況、負債の状況、など	○ 経済状態・余暇
⑦ 犯罪・非行や保護観察の状況	犯罪・非行に該当する行為又はその準備行動、被害者等への慰謝への姿勢、保護観察の面接での態度、など	○ 態度、考え方 ○ 被害者等への謝罪や弁償
⑧ 心理・精神状態	犯罪又は非行に対する考え方、心理的不安定、自己価値、人への信頼感、知的能力やコミュニケーション能力、行動又は衝動をコントロールする能力の障害、など	○ 態度、考え方 ○ 疾患

11

8つの領域ごとの記載のポイントについて説明します。

研修のまとめです。

CFPでは、問題点だけではなく、強みを多く指摘することが重要だと言われています。犯罪や非行に至った経緯を見ていきますとつい問題点に目が向きがちになってしまいますが、犯罪や非行を抑制する要因である強みを積極的見出すことに留意しています。

また、CFPによる要因分析は保護観察期間中おおむね6月ごとに要因分析を行うことになっています。保護観察の経過において、本人や家族等との面接で、本人の心情や取り巻く環境の変化等について新たな情報を基に、必要に応じて見直しを行い、処遇方針を修正することになります。

人は誰しも固有の見方をしてしまいがちです。複数の人の目、様々な情報を取り入れることで、より深みのある見立てと処遇方針を立てることができるようになります。保護司の皆様方には、処遇方針等に関してご不明な点がございましたらぜひ主任官に確認していただき協議していただければ幸いです。

まだまだ、保護観察官も不慣れな点があると思いますが、より良い処遇に向け、ご理解・ご協力をお願いします。

ご清聴ありがとうございました。

